

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

住民登録や本籍のある方等が事前に登録することにより、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。万一、不正な取得である疑いがあれば、交付請求書の開示請求等により早期に事実関係を究明するきっかけとなり、不正請求の抑止につながります。

■ 本人通知制度を利用するには

事前に登録が必要です。申請書を美浜町役場住民課へ提出してください。

☆事前登録できる方

美浜町に住民登録や本籍のある方（過去にあった方も含みます）

■ 登録に必要なもの

○本人が登録を申請する場合

- ・本人確認書類

（官公署が発行した顔写真入りのものであれば1種類、顔写真入りでないものは2種類）

○代理人（未成年者の法定代理人・成年後見人・その他の代理人）が申請する場合

- ・代理人の本人確認書類（官公署が発行した顔写真入りのものであれば1種類、顔写真入りでないものは2種類）
- ・代理人を証明する書類（委任状その他その代理権を明らかにする書類）

※登録した方と同一世帯、同一戸籍であっても登録者以外には通知されません。
通知を希望する場合は個々に登録が必要です。

■ 本人通知の対象となる証明書

- ・住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ・戸籍法に基づく戸籍（除籍）全部事項証明書等

※次に該当する場合は通知の対象外です。

- ・住民票関係では同一世帯の方からの請求、戸籍関係では同一戸籍内に記載されている方又はその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属からの請求。
- ・国又は地方公共団体の機関からの公用請求。
- ・弁護士等が裁判及び紛争に関わる代理業務を理由にした請求。

■ 通知内容

- ・交付年月日
- ・証明書の名称・交付通数
- ・交付請求者の種別（代理人・その他の第三者）

■ 開示請求について

第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の範囲内において、同法の規定に基づき本人が開示請求することができます。

問い合わせ先

美浜町役場 住民課
TEL 0738-23-4904